3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、研究機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に掲げる追記情報とは、次に掲げる事項その他の事項のうち会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項をいう。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第七条の次に次の一条を加える。

（事業報告書の作成）

**第八条**　基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る通則法第三十八条第二項の規定による事業報告書の作成については、この条の定めるところによる。

2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究機構に関する基礎的な情報

イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他の研究機構の概要

ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）

ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴

ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに研究機構への出向者の数

二　財務諸表（通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表をいう。以下同じ。）の要約

三　財務情報

イ　財務諸表に記載された事項の概要

ロ　重要な施設等の整備等の状況

ハ　予算及び決算の概要

ニ　経費の削減及び効率化に関する目標並びにその達成状況

四　事業に関する説明

イ　財源の内訳

ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明

3　事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（研究機構を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（業務実績等報告書に関する経過措置）

**第二条**　独立行政法人通則法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第八条第一項の規定により改正法による改正前の独立行政法人通則法第二十九条第一項の中期目標が改正法による改正後の独立行政法人通則法第三十五条の四第一項の中長期目標とみなされる場合における第一条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務運営及び人事管理に関する省令第七条第一項の規定の適用については、同項の表中「通則法第三十五条の四第二項第二号に」とあるのは「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の通則法（次号において「旧法」という。）第二十九条第二項第三号に」と、「同項第三号から第五号まで」とあるのは「同項第二号、第四号及び第五号」と、「通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号」とあるのは「旧法第二十九条第二項第二号から第五号」とする。

（事業報告書に関する経過措置）

**第三条**　第二条の規定による改正後の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の基礎的研究業務及び民間研究促進業務に係る財務及び会計に関する省令第八条第三項の規定は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

**○財務省・農林水産省令第三号**

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人農林漁業信用基金の業務運営等に関する省令（平成十五年財務省農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第六条を削る。

第四条第一項中「信用基金に係る通則法第三十一条第一項の」を削り、同条を第六条とする。

第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改め、同条を第五条とする。

第二条第一項中「開始」の下に「の日の」を加え、「（信用基金の最初の事業年度の属する中期計画については、信用基金の成立後遅滞なく）」を削り、同条を第四条とする。

第一条各号列記以外の部分を次のように改める。

信用基金が行う法第十二条第一項に規定する業務及び暫定措置法第六条第一項に規定する業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

第一条を第三条とし、同条の前に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

**第一条**　独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に係る独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第十九条第四項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。